

船舶事故調査報告書

平成28年12月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年5月11日 21時00分ごろ～12日 08時55分ごろの間）
発生場所	不明（山口県長門市青海島西方沖付近）
事故の概要	漁船松隆丸は、いか一本釣り漁に出漁後、無人の状態で発見され、船長が死亡した。
事故調査の経過	平成28年5月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 松隆丸、4.58トン YG3-43982（漁船登録番号）、個人所有 10.51m (Lr) × 2.46m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、139.75kW、昭和55年9月27日 第291-19097号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年8月4日 免許証交付日 平成28年3月10日 （平成33年8月6日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2.5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約16℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で、平成28年5月11日18時00分ごろ長門市湊漁港を出港し、青海島西方沖で錨泊をした後、操業を開始した。 船長は、21時00分ごろ、僚船の船長（以下「船長A」という。）と携帯電話で、また、別の僚船の船長（以下「船長B」という。）と漁業無線で、釣果の情報交換をそれぞれ行った。 船長Aは、23時00分ごろ漁業無線で帰航する旨の連絡をしよう

	<p>としたが、船長からの応答がなかった。</p> <p>船長Bは、12日00時00分ごろ漁業無線で帰航する旨の連絡をしようとしたが、船長からの応答がなかった。</p> <p>船長の家族は、12日07時00分ごろ、船長が帰宅しないので、親戚を通じて別の僚船の船長（以下「船長C」という。）に本船の捜索を依頼した。</p> <p>船長B及び船長Cは、捜索を行い、08時55分ごろ青海島西方沖で無人で錨泊中の本船を発見した。</p> <p>船長Bは、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、船長C等によって湊漁港に回航された。</p> <p>船長は、13日14時00分ごろ、潮場ノ鼻灯台から真方位265° 1,660m付近の海上において、漂流しているところを発見され、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長B及び船長Cは、本船を発見したとき、本船の機関が運転中で、集魚灯が点灯状態であり、船首及び船尾甲板の両舷に各1本、計4本の釣りざおが操業の状態に出ており、甲板上の漁具類は整然としていて、いかが生け簀<small>す</small>に入れられていることを認めた。</p> <p>船長B及び船長Cは、操業中、気象情報などの通報を傍受する目的で、漁業無線の電源を入れている。</p> <p>船長は、発見時に救命胴衣は着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、青海島西方沖において錨泊して操業中、船長が船長A及び船長Bと連絡を取った11日21時00分ごろから、無人の本船が発見された12日08時55分ごろの間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、青海島西方において錨泊して操業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣等の着用を徹底するとともに、適切な着用を心掛けること。 ・防水型携帯電話を所持するなど連絡手段を確保すること。

付図1 事故発生場所概略図

